

○旭川観光大使事業実施要綱

(目的)

第1条 市外に居住する旭川市出身者、ゆかりのある者又は本事業の趣旨に賛同し、協力の得られる著名者に「旭川観光大使」(以下「大使」という。)の職を委嘱し、本市の魅力を国内外に積極的にPRするとともに、本市の観光振興事業等の推進を図ることを目的とする。

(活動内容)

第2条 大使の活動内容については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国内外にて、大使の持つ仕事や人脈、日常活動の中で、本市のPR及び情報発信を行うこと。
- (2) 本市のイメージアップ、PRのために、本市及び本市が関係し作成する広報誌、パンフレット、ホームページ等に掲載するための本市への応援のコメント等を寄稿すること。
- (3) インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス等の本市のPRに効果的と考えられる方法により、市の魅力及び情報を発信すること。
- (4) 本市の観光及びまちづくりへの提言、アドバイスを行うこと。
- (5) 本市への観光客誘致等に係る事業・イベントに参加、協力すること。

(委嘱)

第3条 本市では、次の各号に掲げる者について、本市観光事業に関係する団体又は個人より推薦があり、本市がこれを認めた場合、若しくは、本市が特に必要と判断した場合に、大使への就任を依頼し、承諾を得られた後、委嘱するものとする。

- (1) 市外に居住している本市の出身者又はゆかりのある者で、制度の目的に賛同し、協力を得られる経済界、学界、マスコミ、文化、芸術、芸能、スポーツなど各界で活動する著名者
- (2) 本市に居住したこと又は勤務したことのある市外在住の者で、趣旨に賛同し、協力を得られる著名者
- (3) 市外に居住する者で、本事業の趣旨に賛同し、協力の得られる著名者

2 委嘱した大使には、委嘱状及び観光大使名刺を市長より直接贈呈する。ただし、双方又は一方の事情により、直接贈呈できない場合は、郵送等により行うことができるものとする。

(任期)

第4条 大使の任期は委嘱した日から起算し、3年目の年度の末日までとする。ただし、

再任を妨げるものではなく、任期終了前に再任の意思確認を行う。

- 2 大使は任期途中であっても、本人が辞退の申出をした場合は辞任することができる。
- 3 本人が死亡した場合、大使の職は消滅する。
- 4 1年以上にわたって本人と連絡が取れない場合は、辞任したものとみなす。
- 5 その他、特別な理由がある場合は、本人に確認した上で解任することができる。

(報酬及び支援)

第5条 大使に対して報酬は支給しない。ただし、本市のPR等、大使の活動を支援するため、次の各号に掲げるものを提供する。

- (1) PR用観光大使名刺
- (2) 本市広報誌 こうほう旭川市民「あさひばし」(インターネット版)
- (3) 「観光大使通信」
- (4) その他、本市観光PRに係る資料

(個人情報の守秘義務)

第6条 委嘱に際し、本市で知り得た大使の個人情報のうち、次の各号に掲げるものについては、原則公開とするが、それ以外の個人情報については、非公開とする。ただし、特に本人の希望がある場合は、各号に掲げる情報についても、非公開とすることができる。

- (1) 大使の氏名
 - (2) 大使の職業(各種団体の役職を含む。)
 - (3) 大使と本市との関係
- 2 本市の観光PR・情報発信をする際に、委嘱時に提供された大使の写真を使用する場合は、その使用の可否について、本人に確認した上で、掲載することとする。
- 3 第1項に掲げるもの以外の個人情報の公開を要する場合は、本人にその可否を確認した上で、公開するものとする。

(所管)

第7条 大使に係る事務については、旭川市観光スポーツ部観光課が所管し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大使委嘱に係る事務手続に関すること。
- (2) 第2条の各号に掲げる活動に必要な連絡、調整、依頼に関すること。
- (3) 第5条の各号に掲げる物品・資料等の作成、送付に関すること。
- (4) 大使の活動状況・予定の確認に関すること。
- (5) 任期満了に係る再任の意思確認に関すること。
- (6) その他観光大使に関すること。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。